

議員提出第三十一号議案

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成十九年十月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下、各事業を承継した三つの株式会社が、窓口業務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化・分社化された。

当時、政府は、この郵政民営化によって経営の自由度が増大し、サービスが向上し、多様なサービスが安価な料金で提供できるようになるとして、国民も期待したところである。

しかしながら、現状を見ると、分社化により郵便・貯金・保険の総合的なサービスという最大の強みであり、過疎地域の唯一のセーフティネットが崩壊しようとしている。なかでも大きな影響を受けたのが郵便局のサービス網を活用し積極的に取り組まれてきた「ふれあい郵便」や「ひまわりサービス」などで、これらは海外メディアからも優れた社会福祉サービスであると絶賛されてきたが、民営化に伴う分社化によって、地域貢献サービスの提供が困難になってしまっている。とりわけ過疎地域の郵便局は、本業務にかかわらず地域の奉仕員として貢献してきており、地元住民の生活を支える存在として大きく期待されるものであるが、それさえも難しくなっている。

さらに現在の郵政民営化法の枠組みは利益追求重視のものであり、現在ある郵便局の中で不採算局は、閉鎖されることとなり、過疎地からは近い将来、地域から郵便局がなくなってしまうことが危惧される状況である。県下にある三〇八局の郵便局が、経営合理化の観点から過疎地域を中心に三割程度廃局に追い込まれつつあるのが現状である。これは、公共交通が脆弱な地方の高齢者にとっては死活問題となる。加えて将来的な郵便局によって為されるセーフティネットワークについても、過疎地を中心に維持について不安を感じさせる状況となっている。

よって、国会及び政府におかれては、国民とりわけ地方の住民が、将来にわたりより良いサービスを受けることができるようにし、郵便局ネットワークを将来にわたり担保するため、郵政改革法案の速やかな成立を強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長

志

村

学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
郵政改革担当大臣	自見庄三郎殿